

「地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)」(抜粋)(平成27年4月1日総税市第22号により一部改正)

24の6 法附則第七条及び第七条の二の規定の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

- (1) 申告特例対象寄附者とは、地方団体に対する寄附金を支出する者のうち、次に掲げる事項に該当すると見込まれる者をいうこと。(法附則七⑧)
 - ア 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第一百二十条第一項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第二百一条(第一項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者
 - イ 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税の所得割について、当該寄附金に係る寄附金税額控除額の控除を受ける目的以外に、地方税法第三百七条の二第一項から第五項の規定による申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者
- (2) 申告特例の求めは、地方団体に対する寄附金を支出する際行うことができるものであること。(法附則七⑧)
- (3) 申告特例申請書の提出を受ける地方団体は、当該申請書に記載された事項が申告特例通知書により通知され課税資料となることに鑑み、適切に対応すること。(法附則七⑧)
- (4) 申告特例対象寄附者が同一年に同一の地方団体に対して複数回寄附金を支出する場合、これらの寄附金に係る寄附金税額控除を受けるためには、寄附金を支出する毎に申告特例の求めを行う必要がある。この場合の申告特例の求めを行う地方団体の長の数は、同一年に同一の地方団体の長に対して行われた申告特例の求めについては、一であること。(法附則七⑨)
- (5) 申告特例申請書及び申告特例申請事項変更届出書の様式は、総務省令に定められているので、この様式に従って市町村において作成された申請書により提出するものであること。これらの様式を総務省令で定めることとしたのは、できる限り納税義務者の負担を避けるため、全国的に統一した様式によろうとするものであるから、市町村は必ず法定された様式によらなければならないものであること。

また、当該申請書に基づき寄附金税額控除が適用されるものであることから、総務省令で定められた様式にあるとおり、当該申請書の提出に当たっては、納税義務者の記名及び押印が必要であり、当該申請書は書面(正本に限る。)によらなければならないものであること。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第一百五十一号)第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する場合は、当該申請書の提出が書面により行われたものとみなすことができるものであること。この場合、当該電子情報処理組織を使用する申告特例対象寄附者は、当該申請書を書面により提出するときに記載すべきこととされている事項を、申告特例対象寄附者の使用に係る電子計算機から入力することにより申請しなければならないこと。(法附則七⑩・⑪)。

- (6) 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年一月十日までは申告特例申請事項変更届出書が提出される可能性があるため、申告特例通知書は申告特例対象年の翌年一月十一日以降一月三十一日までに送付すること。また、同一年に同一の申告特例対象者から複数の申告特例の求めを受けた地方団体の長は、これらの申告特例の求めに係る地方団体に対する寄附金の額については、一の通知においてその合計額を通知するものとする。 (法附則七^⑫)
- (7) 申告特例通知書の様式は、総務省令に定められているので、この様式に従って市町村において作成されたものを書面により送付するものであること。 (法附則七^⑫)

なお、これらの様式を総務省令で定めることとしたのは、できる限り申告特例通知書の送付を受ける市町村の負担を避けるため、全国的に統一した様式によろうとするものであるから、市町村は必ず法定された様式によらなければならないものであること。
- (8) 申告特例の求めを行った者が、申告特例対象年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税の所得割について申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。以下(8)から(13)までにおいて同じ。)をしたときは、当該申告書の記載内容及び提出時期にかかわらず、当該申告特例の求めを行った者が申告特例対象年に支出した地方団体に対する寄附金に係る申告特例の求め及び申告特例通知書の送付については全てなかったものとみなされ、当該通知書の送付に基づく控除は適用されなくなるものであること。 (法附則七^⑬)
- (9) 申告特例の求めを行った者が申告特例対象年に支出した地方団体に対する寄附金について、申告特例通知書を送付した地方団体の長の数が増えた場合は、申告特例の求め及び申告特例通知書の送付は、五を超えた部分に限らず全てなかったものとみなされ、当該通知書の送付に基づく控除は適用されなくなるものであること。 (法附則七^⑬)
- (10) (8)又は(9)等の場合において、申告特例通知書の送付を受けていた市町村長は、申告特例の求め及び申告特例通知書の送付がなかったものとみなされた者について、当該通知書の送付に基づく控除が適用されなくなるものであること及び当該申告特例通知書に係る寄附金についての控除の適用は寄附金控除に関する事項を記載した申告書の提出等によって受けることとなることに鑑み、当該納税義務者が改めて必要な手続を行う契機等となるよう、申告特例の求め及び申告特例通知書の送付がなかったものとされた旨の通知その他必要な措置(寄附金控除を受けるための手続に関する解説等)を講ずるべきものであること。 (法附則七^⑬)
- (11) 申告特例の求めを行った者が申告特例控除額の控除を受けていた場合については、地方税の税額を増加させる賦課決定であっても、法定納期限の翌日から起算して五年を経過する日まですることができるものであること。 (法十七の五^③、法附則七の二^⑥)
- (12) 平成二十七年三月三十一日までの間に地方団体に対する寄附金を支出した者が、当該寄附金を含めて平成二十七年中に支出した地方団体に対する寄附金に係る寄附金控除の適用を受けようとする場合は、それらの寄附金全てについて寄附金控除に関する事項を記載した申告書の提出が必要となるものであること。
- (13) 法附則第七条に規定する事務の遂行に当たっては、これらの事務が申告書の提出に代えて行われるものであることに鑑み、納税義務者の個人情報等を厳格に管理すること。